

高裁判決報告会 声明

私たち報告会参加者は、令和6年（2024年）11月13日に東京高裁において言い渡された、株式会社クリスチャントゥデイ（以下、クリスチャントゥデイを「CT」と記す）と根田祥一さんの裁判の判決により、CTがいわゆるダビデ「共同体」の一部門であり、張在亨・ダビデ張牧師を再臨のキリストとして信奉する団体の活動の一翼を担ってきたことを確認した。その根拠は別紙の通りである。

1 張在亨・ダビデ張牧師について 韓国内外のキリスト教関連の情報媒体において、信奉者に張牧師を「再臨のキリスト」と告白させていること、大学やインターネット関連の企業を設立して影響力の拡大を図り、その収益で関連組織を維持していることが報じられていた。この張牧師の「オリベット大学」は、2020年、銀行から不正融資を受けたこと等を理由に罰金刑を受けている。また、同大学については、外国人留学生を無報酬又は極端な低賃金で労働に従事させた疑いで捜査を受けているとの報道もされている。（別紙1）

2 CTについて 張牧師が設立した韓国CT及び米国CTの資金援助を受けて、2003年に設立された日本CTの設立時の代表取締役であった高柳泉さんは、米国滞在中に張牧師が学生らと聖書研究等を目的として設立した「アポストロス・キャンパス・ミニストリー」に加わり、日本帰国後は張牧師の活動を起源とする「日本キリスト教長老教会」の下部組織である「東京ソフィア教会」において伝道師として活動した。日本CT設立時の従業員には、他にも「東京ソフィア教会」で張牧師の按手を受けた者がいた。（別紙2）

3 CTと張牧師の関係について 一番においてCTは、張牧師との関係を否定しようとした。しかし、高裁判決はこのCTの主張を退け、CTが張牧師の指揮・影響下にあったことや、ダビデ「共同体」の活動を維持・展開するために、その信奉者に無償労働や寄付・借財が求められていた実態を認定している。（別紙3）

（別紙4）また、CTが出入国管理法違反を疑われる、虚偽の宣教師の入国申請書類を作成した事実（別紙5）や、「法的なことはどうでもよい」、「困れば借金をすればよい」という体質であったこと（別紙6）も、真実に合致するものと認定されている。

4 張牧師が「再臨のキリスト」と信じられていること そして、上記「東京ソフィア教会」での講義受講者から流出した「Kノート」について、「ノートの記載からうかがわれるとおり、東京ソフィア教会等の宣教師等は、正統派のキリスト教の教義から外れる内容を講義し、張牧師に関する言及もあった」ことが認定され、また、この教会等において宣教師等から講義を聞いた2名の証人による「張牧師が再臨のキリストであることが示唆された」とする供述についても、「平成14年頃から平成15年頃（注：2002年頃から2003年頃）にかけて、東京ソフィア教会等において宣教師等から講義を聞いた証人〇〇や証人〇〇が、張牧師が再臨のキリストであることが示唆されたとする供述は、信用できるというべきである。この点に関する控訴人（注：CT）の主張は採用することはできない。」と判断した。（別紙7）

このような事実認定により、クリスチャントゥデイと東京ソフィア教会、張在亨（ダビデ張）牧師との関係や、その反社会的な活動の実態が明らかにされ、ダビデ「共同体」と称されるこの団体が「張牧師が再臨のキリストである」という「正統派のキリスト教の教義から外れる内容を講義」してきた事実が明らかにされた以上、私たちは、クリスチャントゥデイをキリスト教メディアとして認めることはできない。私たちは、クリスチャントゥデイを含むダビデ「共同体」の活動を憂慮し、それぞれがキリスト者として遣わされている現場において注意喚起を促し続ける。

2024年11月26日
高裁判決報告会参加者一同

〔別紙〕

この声明は、以下に抜粋した、高裁判決及びそこで引用されている地裁判決による。

張在亨牧師の「再臨のキリスト」疑惑とオリベット大学のマネーロンダリング事件及び留学生搾取

1. 張牧師については、韓国内外のキリスト教関連の情報媒体において、信奉者に張牧師を「再臨のキリスト」と告白させていること、大学やインターネット関連の企業を設立して影響力の拡大を図り、その収益で関連組織を維持していることが報じられていた。張牧師は、米国内において、聖書学校を起源とするオリベット大学の初代総長に就任したが、「オリベット大学」は、令和2年、銀行から不正に融資を受けたこと等を理由に罰金刑を受けた。「オリベット大学」については、外国人留学生を無報酬又は極端な低賃金で労働に従事させた疑いで捜査を受けているとの報道もされた。（地裁判決 P.7-8/高裁判決による補正 P.6）

張在亨（ダビデ張）牧師と「東京ソフィア教会」、CT の関係

2. 原告（注：CT）は、平成15年（注：2003年）に設立され、その設立時には、張牧師が設立した韓国クリスチャントゥデイ及び米国クリスチャントゥデイ（略）の資金援助を受けた。原告設立時の代表取締役であった高柳泉は、米国滞在中に、張牧師が学生らと聖書研究等を目的として設立した組織「アポストロス・キャンパス・ミニストリー」に加わり、本邦に帰国した後は、東京都内に拠点を置く「東京ソフィア教会」において、伝道師として活動していた。東京ソフィア教会は、張牧師の活動を起源とする宗教組織「日本キリスト教長老教会」の下部組織であり、平成17年（注：2005年）1月頃まで存続した。東京ソフィア教会の礼拝では、張牧師が、説教や按手（信奉者を牧師に任命する儀式）をしたことがあり、高柳のほか、原告が設立した当時の従業員には、東京ソフィア教会で張牧師の按手を受けた者がいた。また、原告の現代表者である矢田喬大は、東京ソフィア教会の賛美会に参加したことがあった。（地裁判決 P.6-7/高裁判決による補正 P.6）

張在亨（ダビデ張）牧師とクリスチャントゥデイ、その実態

3. ①控訴人（注：CT）は、平成15年（注：2003年）の設立当時、張牧師が設立した韓国クリスチャントゥデイ等からの資金援助を受け、張牧師の信仰に関わりのある高柳が代表取締役となったこと、②控訴人や張牧師の関連組織の活動には、張牧師の信奉者が「使役」として無償で従事し、寄付や借財を求められることがあったこと、③控訴人の従業員の中には、張牧師の示唆により、東京ソフィア教会に所属することを明らかにしないで淀橋教会に通った者がいたこと、④張牧師が、平成16年（注：2004年）から平成18年（注：2006年）までの間頃、控訴人（注：CT）が発信する記事の内容等について指示をすることがあったことが認められ、また、証拠によれば、⑤張牧師の信奉者と思われる者が、平成20年（注：2008年）10月に、チャットを通じて、高柳及び矢田を含む当時の控訴人（注：CT）の関係者に対し、張牧師の発言であるとして、被控訴人（注：根田祥一さん）が執筆した控訴人（注：CT）に関する記事に対する対抗手段として、控訴人（注：CT）も反論の記事を書くように求めたことがあったことが認められる。（高裁判決 P.14）

張在亨（ダビデ張）牧師の指示を受け、張牧師の「盾」となって記事を出す CT

4. LindaSuh ことソ・ジンハは、同年10月14日、高柳及び矢田を含む当時の原告（注：CT）の関係者に対し、SNS のチャット機能を通じて、「根田の件に関して先生からお話があった」、「先生がおっしゃった話を今ここにいますから」、「先生は根田に手紙を送るよりも、メディアで記事を出していけばいい、とおっしゃいました」、「手っ取り早く記事を書きなさい、と」、「これまで決定的だといって韓国

内の陰謀勢力と結託して事を起こしてきた根田がついにすべて否定された資料をもってまたもうそを書きはじめた（中略）うそをついたことに対して指摘してその他詳細に書きなさい。弁論の機会にしなさい」、「聖婚礼拝、それについてよく書きなさい」、「礼拝だって言っているのに、式と言ってる」、「このことをよく潰しなさい」、「早く書くべきだ」、「完璧に潰しなさい」、「今回出た記事に対する反論を長く詳細に全部反論して」、「これまでのことを詳細にシリーズで」、「全部詳細に書きなさい」などと伝えた。（地裁判決 P. 10）

宣教師の違法入国違反が疑われる虚偽の書類を作成し、ダビデ「共同体」の活動を担った CT

5. 控訴人（注：CT）は、①リ・ジョンが宣教師として記載されているメールは、出所や趣旨が不明であり、これを根拠としてリ・ジョンが張牧師の宣教活動を行っていたことを認定することはできず、仮にリ・ジョンが宣教活動を行う立場にある者であったとしても、同人の入国が宣教目的の入国であったとは限らないこと、②リ・ジョンは平成 15 年（注：2003 年）から平成 16 年（注：2004 年）初頭にかけて留学ビザを取得し日本に滞在した後、平成 19 年（注：2007 年）6 月から 8 月までの間は韓国クリスチャントゥデイの記者として報道活動に携わっており、平成 19 年（注：2007 年）8 月には報道ビザ（在留期間 1 年）を利用して日本に入国していたことを指摘して、控訴人（注：CT）が宣教師であるリ・ジョンが宣教活動を行う目的で入国する便宜を図るために同人に対して「入国許可願い及び身元保証確認書」を交付した事実は認定できない旨主張する。

また、控訴人（注：CT）は、③〇〇は平成 19 年（注：2007 年）6 月当時の控訴人（注：CT）における出来事を直接に知る立場になく、「日韓報道企画会議」は開催されていない旨の〇〇の証言は信用できないこと、④本件確認書に記載されている「福岡支局」は、控訴人（注：CT）が当時福岡における拠点として日本キリスト教長老教会福岡第一教会の一区画を間借りしていた場所を指すものであることを指摘して、控訴人（注：CT）が開催場所を偽った会議の開催等を示す文書を交付した事実は認定できない旨主張する。

しかしながら、上記①のメールは、〇〇が作成したものと認められ、「ベレネット記事」とのタイトルの下、「ダビデ先生主催の世界韓国人宣教師チャットにおいて各県の開拓者が決定した」として 46 の都道府県をそれぞれ担当する宣教師が一覧化されたものであるところ、その内容は具体性に富むものとして信用性を肯定できる。さらに、控訴人（注：CT）の関係者の間では「李ジョン宣教師」のメールアドレスが共有されていたことにも照らすと、リ・ジョンは張牧師の配下の宣教師であったことが認められる。

また、控訴人（注：CT）は、原ブログについて発信者情報開示を求める請求に係る令和 2 年（注：2020 年）1 月付けの訴状において、侵害部分 1 に関し、出入国管理法上、韓国人が会合を目的として入国する場合に控訴人（注：CT）が「嘘の保証書」を作る必要はなく、また、控訴人（注：CT）には国内外を含め支店や支社は存在していないと主張しており、本件確認書の作成自体を否定する趣旨の主張を行い、かつ、支店や支社の存在を否定していたところ、本件訴訟において提出された本件確認書について、それが控訴人（注：CT）において作成されたものであることを争わず、教会の一区画を「福岡支局」と称していたと主張するに至った。このことに、本件確認書上、「福岡支局」の連絡先が高柳とされていることをも勘案すると、平成 19 年（注：2007 年）6 月当時、控訴人（注：CT）には福岡において事務所としての機能を有する場所はなく、「教会を即席のクリスチャントゥデイ支部に仕立て」たことが認められる。そして、本件確認書が会合の開催場所に関する偽りを記載するものである以上、仮にリ・ジョンの入国が宣教活動を目的とするものではなかったとしても、出入国管理上、問題視され得るものといえる。（高裁判決 P.11-12）

「法的なことはどうでもよい」「困れば借金をすればよい」との感覚であった

6. 控訴人（注：CT）が設立された平成 15 年から平成 19 年頃（注：2003 年から 2007 年頃）までの間、当時学生であった者を含む張牧師の信奉者が、宣教師らの要請に応じて「使役」の名目の下に控訴人（注：CT）を含む関連組織の活動に無償で従事し、活動の維持のため、寄付や借財を求められることがあり、控訴人（注：CT）を含む関連組織は、その資金調達を信奉者の寄付や借財に頼り、その事業活動に対して労働の対価を正に支払わなかったものと認められる。そうすると、上記期間における控訴人（注：CT）を含む張牧師の「共同体」について、侵害部分 3（1）が「法的なことはどうでもよい」とする点、侵害部分 3（2）が「困れば借金をすればよい」との感覚であったとする点は、いずれも、その重要な部分において真実に合致するものというべきである。（高裁判決 P.18）

張牧師を再臨のキリストであることを示唆する講義が行われていた

7. 控訴人（注：CT）は、上記のノート（注：「Kノート」と呼ばれるもの）には、張牧師が再臨のキリストであることを示唆するような記載がなく、これらの点に関する〇〇証言や〇〇証言は、約 20 年前の出来事についてのもので信用できないことを指摘して、東京ソフィア教会等において、異端的な教義が教え込まれていたことはない旨主張する。

しかしながら、上記で認定したノートの記載からうかがわれるとおり、東京ソフィア教会等の宣教師等は、正統派のキリスト教の教義から外れる内容を講義し、張牧師に関する言及もあったことを勘案すると、平成 14 年頃から平成 15 年頃（注：2002 年頃から 2003 年頃）にかけて、東京ソフィア教会等において宣教師等から講義を聞いた証人〇〇や証人〇〇が、張牧師が再臨のキリストであることが示唆されたとする供述は、信用できるというべきである。この点に関する控訴人（注：CT）の主張は採用することができない。（高裁判決 P.7-8）

東京ソフィア教会・CT の「隠れみの」の役割を果たした淀橋教会

8. 控訴人（注：CT）の代表取締役であった高柳は、東京ソフィア教会において伝道師等を務めていたが、控訴人（注：CT）の設立後、峯野龍弘牧師が主管牧師を務めるウェスレアン・ホーリネス教団淀橋協会に通うことがあった。もっとも、高柳は、平成 16 年（注：2004 年）2 月頃に被控訴人（注：根田祥一さん）と面談した際、日本には所属教会はない旨を述べた。

また、〇〇、〇〇及び北村は、平成 16 年（注：2004 年）ないし 17 年（注：2005 年）頃、東京ソフィア教会に通いつつ、淀橋教会の礼拝に通うことがあったところ、〇〇は、当時クリスチャントゥデイが異端だと疑われていたために大きな教会の信者となる必要があると認識しており、また、〇〇は、控訴人（注：CT）の記者が取材を行う際に取材先から所属教会を聞かれた場合にはどのように答えればよいか話題になった際、張牧師が「どうして大きな教会に行かないのか」と発言したことを聞いたことがあった。〇〇らは、淀橋教会の礼拝に通った折に、自身が東京ソフィア教会に所属することを淀橋教会関係者等に明かすことはなかった。

他方、矢田は、平成 15 年（注：2003 年）頃から東京ソフィア教会に通い始め、同教会に籍を置いていたが、平成 17 年（注：2005 年）に淀橋教会に転籍し、同教会に通うようになった。また、矢田は、同年、控訴人（注：CT）に入社し、平成 23 年（注：2011 年）に控訴人（注：CT）の代表取締役となった。なお、峯野牧師は、矢田の依頼を受けて、平成 23 年（注：2011 年）から令和元年（注：2019 年）の間、控訴人（注：CT）の取締役会長を務めていたが、事業の細部には関与はしていなかった。（高裁判決 P.8-9）

前記認定によれば、①平成14年（注：2002年）頃から平成15年（注：2003年）頃にかけて、東京ソフィア教会等の宣教師の中には、〇〇や〇〇など、後に控訴人（注：CT）の活動に従事することになる者に対し、張牧師が再臨のキリストであると示唆する講義を行う者がいたこと、②〇〇及び〇〇は、平成16年（注：2004年）ないし平成17年（注：2005年）頃に東京ソフィア教会に通いつつ、異端信仰であることを疑われないように、淀橋教会の礼拝に通っていたこと、東京ソフィア教会の伝道師等であり、控訴人（注：CT）の代表者であった高柳は、控訴人（注：CT）の設立後、淀橋教会に通ったことがあること、控訴人（注：CT）の現在の代表者である矢田は、かつて東京ソフィア教会に属していたが、平成17年（注：2005年）から淀橋教会に転籍し、同教会に通うようになったことが認められる。

（高裁判決 P.20－21）

以上